

第 11 章 事業の推進にあたって

11-1 ◆事業実施に係る入居者との合意形成

建替事業の実施に際しては、住み替えや仮移転、工事に伴う騒音や車両の出入りなどにより入居者の生活に大きな影響を与えます。

事前の調査や住民説明会などにより、入居者の意見や個々の事情を計画・設計段階から把握し、事業に関する合意の形成に努める必要があります。

11-2 ◆統廃合の対象団地における住み替えの促進

本計画では、安全性・居住性の確保が困難な老朽化した住宅について計画期間中の建替・集約（用途廃止）を予定しています。これら住宅には多くの高齢単身世帯が居住しており一定数の自然退居も見込まれますが、他の市営住宅ストックへの住み替えについても入居者の理解を得ながら着実に進めていく必要があります。

11-3 ◆新たな住宅セーフティネット制度との連携

2017（平成 29）年 10 月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、愛知県においても住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録制度や登録住宅の改修・入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者のマッチング・居住支援などへの取り組みが始まっています。

これら制度との連携を図り、民間賃貸住宅の活用に向けた制度の枠組みについて事業者や専門家等の知見も得ながら検討を進め、市の施策としての位置づけを明確にすることが急務となります。

11-4 ◆需要の見通しに立った供給方針の再検討

長期的な需要の変動と連動して市営住宅としての供給量をコントロールしていくため、最新の将来人口予測や市場調査等を確認し、計画改定にあわせて公営住宅等需要にかかる展望を見直すことが重要となります。